

2017年7月27日

## 日本清浄紙綿類工業会

### 「トイレに流さないでください」としているウエットティッシュへの「トイレに流さないでくださいマーク」表示に関する実施規則（第2版）

日清工が扱うウエットティッシュにおいて「トイレに流さないでくださいマーク」を表示する実施規則を下記に記します。

#### 【基本方針】

- 1) 日衛連自主基準に従い、各社がトイレに流すことができないと判断した「トイレに流せない商品」は下記の区分により適用する。
  - (1)「トイレに流さないでくださいマーク」表示を必須とする商品  
「おしりふき」を用途とした「トイレに流せない商品」は下記の規則に従ってマークを表示する。
  - (2)上記(1)以外の、「トイレに流せない商品」として販売しているウエットティッシュは、マークを表示することを推奨する。
  - (3)紙おしぼり、清浄綿は本規則の対象外。任意で表示することは妨げません。
- 2) 適用対象：本規則は、消費者が購入時に確認できる最外装包装に適用する。

#### 【トイレに流さないでくださいマークの実施規則】

店頭で消費者が購入する時に容易に判断ができるよう色、サイズ、場所などを以下に定める。

前提：「トイレに流さないでくださいマーク」のロゴセットのデザイン、書体は、加工、変更できません。

#### 1.色：

- (1)マークは、高い視認性が得られるよう、背景とのコントラストが十分に高くなければならない。（明るい背景に濃いシンボルなど）。
- (2)特に色は定めない。
- (3)容器に表示されたマークは、視覚的にしっかりとインパクトを与えるよう配置する必要がある。

#### 2.サイズ：

表示する「トイレに流さないでください」マークの大きさを決定する表示面積とは、「4.表示場所」に規定する表示面、またパッケージのもっとも広い面の面積とする。

- a. 表示面積 32cm<sup>2</sup>未満の小型のパッケージの場合、直径 6.35mm より大きいものとします。
- b. 表示面積 32cm<sup>2</sup>以上、161cm<sup>2</sup>未満の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使用する状態でのパッケージ」では、直径10mm以上とします。
- c. 161cm<sup>2</sup>以上、290cm<sup>2</sup>未満の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使用する状態でのパッケージ」では、直径15mm以上とします。
- d. 290cm<sup>2</sup>以上、484cm<sup>2</sup>未満の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使用する状態でのパッケージ」では、直径19mm以上とします。
- e. 484cm<sup>2</sup>以上の表示面を持つ「販売するパッケージ」や「消費者が使用する状態でのパッケージ」では、直径25mm以上とします。

### 3.説明文の表示

- a. 表示の基本：絵表示と文字表示「トイレに流さないください」は、セットとする。  
ロゴセットは2種類あります。
- b. 表示面積 32cm<sup>2</sup>未満の小型のパッケージの場合、文字表示とセットでは文字が識別困難な場合に限り絵表示のみでも可能とする。

### 4.表示場所： マークは複数表示可能です： 下記の説明と図を参照のこと。

- a. 目立ち、取り外せないように貼付あるいは印刷され、ウエットティッシュの購入時にしっかりと視界に入るように配置するものとする。  
プラスチック容器などシュリンクフィルムに印刷している場合はシュリンクフィルムに表示する事も可能とする。
- b. 3個パックなどの複数入り大袋商品は、店頭で表側として見える部分を表示場所とする。  
また中の個包装の絵表示が見える透明の大袋の場合は、中の個包装表示でも可とする。
- c. パッケージデザインのシールや折り目で隠れたり、他のパッケージデザイン要素で隠れたりしないものとする。
- d. 用途を「おしりふき」とした「トイレに流せない商品」では、このマークを販売しているパッケージの前面または上面に配置することを強く推奨し、消費者はパッケージにふれなくてもこのマークが見えるものとする。

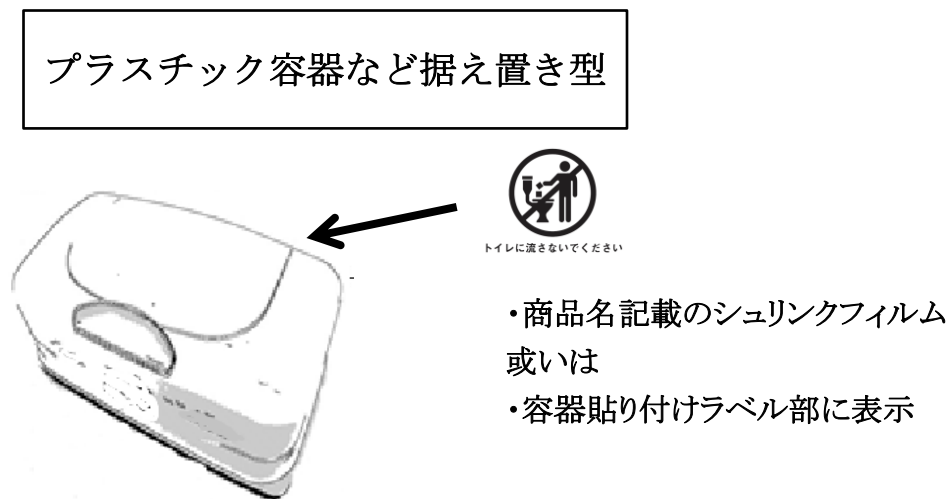
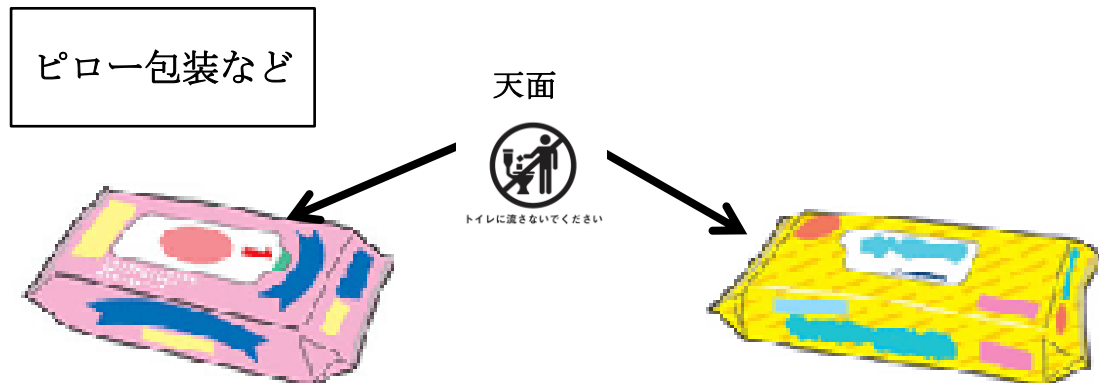
## 5.表示に対応する期間：

本実施規則の適用日から18カ月以降に製造開始された用途を「おしりふき」とした「トイレに流せない商品」は、本実施規則に従ってマーク表示されていること。

次ページ 【表示参考例】 を参照してください。

## 【表示参考例】

- ・ピロー包装、据え置き型容器など個包装は天面にマークを表示する。
- ・フラップラベルへのマーク表示も可とするが使用中にラベルがなくなならないこと。
- ・3個パックなどのパック商品の場合は外装の正面または天面にもマークを表示する。  
なお外装の外から個包装のマークが見えるものは可とする。
- ・プラ容器は店頭パッケージの天面または正面にマークを表示する。
- ・これとは別に使用中の注意のためにフタ裏等に表示する場合はシール（再剥離できないもの）も可とする。



ボトル型



トイレに流さないでください

- ・天面
  - 或いは
  - ・前面
- 両方でも可。  
(店頭で見える面とします。)

3個パックなどのパック商品の場合



トイレに流さないでください

中身の個包装のマークが見えるのも可とする。

正面あるいは、  
販売時に天面しか見えないデザインの場合は、天面で可能。  
両方でも可能。

ダンボールなど箱入りでケース販売する商品



トイレに流さないでください

商品名が表示されている正面  
に該当する部分に表示

第1版 2017年7月20日発行

第2版 2017年7月27日発行



トイレに流さないでください

Font : A-OTF 見出ゴ MB31 Pro MB31

copyright © EDANA・INDA